

北海道公報

発行 北海道（総務部法制文書課）
電話 011 - 231 - 4111（内線 22-271）
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント（株）

目次

次

ページ

告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（道立病院管理室） 一四五
- 救急病院及び救急診療所の申出の撤回（地域医療課） 一四五
- 救急病院及び救急診療所の認定の一部改正（地域医療課） 一四六
- 土地改良法による国営換地処分（農地調整課） 一四六
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（土地改良指導課） 一四六
- 肥料の登録（流通対策課） 一四七
- 肥料の登録の有効期間の更新（流通対策課） 一四七
- 知事権限に係る保安林の指定（二件）（治山課） 一四八
- 知事権限に係る保安林の指定の解除（治山課） 一四八
- 基本測量の終了の通知（建設部総務課） 一四八
- 公共測量の実施の通知（建設部総務課） 一四九
- 公共測量の終了の通知（建設部総務課） 一四九
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始（道路計画課） 一四九
- 道路の区域の変更（二件）（道路整備課） 一四九
- 道路の区域の変更及び供用の開始（二件）（道路整備課） 一五〇
- 公 表
○ 道路の区域の変更及び供用の開始（二件）（道路整備課） 一五〇
- 公 告
○ 収去飼料の試験結果の概要（酪農畜産課） 一五〇
- 映像中継業者の事業概要調査の実施（総務部総務課） 一五一
- 支庁告示
○ 都市計画法による開発行為に関する工事の完了（四件） 一五二
- 特定調達契約（物品の購入）に係る入札の公告 一五三
- 道連合海区漁業調整委員会指示
○ かじき等流し網漁業の操業について 一五四

告

示

北海道告示第1960号

平成十三年十一月二十六日

月曜日

一四四

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 落札に係る賃借物品の名称及び数量
電子計算機等一式
- 2 落札を決定した日
平成13年11月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士通リース株式会社
(2) 住 所 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号
- 4 落札金額
1月当たりの単価 566,475円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道告示第1803号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1961号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

名	称	所	在	地	申出撤回日
医療法人社団堀江外科	札幌市厚別区厚別南2丁目18番12号	同	手稲区手稲本町3条2丁目5番1号	同	平成13.10.31
堀 隈 脳 神 経 外 科	同	同	同	同	13. 8. 17
医療法人社団後藤外科医院	小樽市錦町11番1号	同	同	同	13. 9. 5
医療法人社団正豊会東郷整形外科医院	旭川市豊岡12条6丁目1番5号	同	同	同	13. 9. 25
社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院	虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町144 - 90	同	同	同	13.10.31

北海道告示第1962号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

札幌市の項市立札幌病院の事項、財団法人小児愛育協会附属愛育病院の事項、北海道脳神経外科記念病院の事項、医療法人札幌中央病院の事項、医療法人社団土田病院の事項、医療法人社団本来堂藤田外科整形外科医院の事項、医療法人社団エルム整形外科内科病院の事項、医療法人松田整形外科病院の事項、医療法人社団隆仁会安井整形外科病院の事項、医療法人社団開成病院の事項、医療法人社団小井外科医院の事項、医療法人社団北札幌病院の事項、医療法人社団石垣整形外科医院の事項、北斗整形外科医院の事項、医療法人二樹会足立外科クリニックの事項、札幌外科センター医院の事項、特定医療法人北榆会札幌北榆病院の事項、羊ヶ丘病院の事項、医療法人仁賜会西岡第一病院の事項及び岡整形外科医院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改め、同事項の次に次の一事項を加える。

国家公務員共済組合連合会 札幌市豊平区平岸1条6丁目3 平成16.10.31
幌南病院 番地0号

札幌市の項平岸外科整形外科医院の事項、北海道整形外科記念病院の事項、医療法人社団展望会展望台整形外科の事項、医療法人社団井村外科医院の事項、医療法人札幌形成外科病院の事項、医療法人高橋脳神経外科病院の事項及び勤医協札幌西区病院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改め、同項医療法人社団堀江外科の事項及び岩間脳神経外科の事項を削り、同項医療法人寧会手稲前田整形外科病院の事項、手稲いなほ外科整形外科の事項、医療法人社団水口整形外科医院の事項及び鈴木外科医院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

小樽市の項医療法人社団一佳会坂井外科医院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改め、同項医療法人社団後藤外科医院の事項を削り、同項医療法人輪生会朝里病院の事項及び医療法人社団菊地整形外科医院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

旭川市の項医療法人社団功和会佐久間病院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改め、同項医療法人社団正豊会東郷整形外科医院の事項を削り、同項東光整形外科医院の事項及び医療法人社団相木整形外科医院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

釧路市の項釧路脳神経外科病院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。帯広市の項医療法人啓和会里澤病院の事項及び医療法人社団力圭会協立病院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

紋別市の項医療法人社団ケーアイ会横山病院の事項、大原病院の事項、さかき・もんまク

リニツクの事項及び小林整形外科の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。登別市の項国立登別病院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。恵庭市の項恵庭第一病院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。伊達市の項総合病院伊達赤十字病院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

北広島市の項医療法人即仁会北広島病院の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

南茅部町の項及び森町の事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

江差町の項医療法人雄心会江差脳神経外科クリニックの事項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

栗山町の項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

女満別町の項医療法人社団耕仁会女満別シテイー病院の事項中「網走郡女満別町字中央64番地1」を「網走郡女満別町西4条4丁目1」に改める。

遠軽町の項中「医療法人社団全仁会菊地病」を「医療法人社団全人会菊地記」に改める。

虻田町の項を削る。

浦河町の項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

音更町の項医療法人社団幸北病院の事項に次に次の一事項を加える。

医療法人徳洲会帯広徳洲会 河東郡音更町木野西通14丁目2 平成16.10.31
病院 番地1
標茶町の項中「平成13.10.31」を「平成16.10.31」に改める。

北海道告示第1963号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9号の規定により、下川町新下川地区（由仁内工区）の換地処分をした。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南岩見沢土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

北海道公報

就任年月日	氏名	住所	就任年月日	氏名	住所
平成13. 4. 1	勝實 平田	岩見沢市志文町715番地	同	満 水島	上志文町258番地
同	正勝 竹中	上志文町952番地	同	勝實 平田	志文町715番地
同	正美 北村	ふじ町2条6丁目1番4号	同	正美 北村	ふじ町2条6丁目1番4号
同	芳男 有坂	志文町299番地	同	敏一 楠	金子町734番地
同	嘉也 安達	志文町125番地4	同	隆 益田	上志文町952番地
同	敏一 楠	金子町734番地	同	秀雄 渡辺	志文町307番地1
同	正美 倉田	南町61番地8	同	昭博 笹木	志文町319番地
同	昭博 笹木	上志文町1009番地	同	邦司 細川	上志文町1009番地
同	邦司 細川	毛陽町178番地4	同	同	毛陽町178番地4
同	勝則 山田	志文町680番地7	同	同	同
同	正 村木	金子町335番地	同	同	同

北海道告示第1965号
肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。
平成13年11月26日
北海道知事 堀 達也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者			登録年月日
					名	称	住 所	
北海道 第2799号	副産動物質肥料	北 転 純 有 機	窒 素 全 量 7.0 りん酸全量 3.0	含有を許される有害成分 の最大量は、公定規格の とおり	株式会社	日興商事	釧路市星が浦大通4丁目5番地6号	平成13.11.13
北海道 第2832号	副産動物質肥料	7.0水産加工副 産肥料	窒 素 全 量 7.5 りん酸全量 5.5	含有を許される有害成分 の最大量は、公定規格の とおり	釧路化成工業株式会社		釧路市大楽毛251番地1	同

北海道告示第1966号

北海道告示第1966号 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。	平成13年11月26日 北海道知事 堀 達也
---	--------------------------------------

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者			登録有効期限
					名	称	住 所	
北海道 第2700号	炭酸カルシウム 肥料	粒状炭酸カルシ ウム肥料	50.0	その他の制限事項は公定 規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	平成19.12.10	
北海道 第2734号	副産動物質肥料	8.0水産加工副 産肥料	8.0	含有を許される有害成分 の最大量は、公定規格の とおり	株式会社カタクラフーズ	稚内市はまなす4丁目578番地2	同 16.12. 3	
北海道 第2735号	副産動物質肥料	8.0水産加工副 産肥料2号	8.0					

北 海 道 第2736号	魚 廃 物 加 工 肥 料	6.0 カ タ ク ラ 魚 臓 加 工 肥 料	窒 素 全 量 りん 酸 全 量	6.0 4.5
北 海 道 第2737号	魚 廃 物 加 工 肥 料	7.0 カ タ ク ラ 魚 臓 加 工 肥 料	窒 素 全 量 りん 酸 全 量	7.0 4.5
北 海 道 第2738号	魚 廃 物 加 工 肥 料	7.0 カ タ ク ラ 魚 臓 加 工 肥 料 2 号	窒 素 全 量 りん 酸 全 量	7.0 4.5

北海道告示第1967号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林の所在場所 白糠郡白糠町和天別11066の7（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1968号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 保安林の所在場所 厚岸郡浜中町丸山散布1丁目85・125・火散布347（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 霧害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1969号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 空知郡南幌町字中樹林1607（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1970号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 基本測量（湖沼湿原調査）
- 2 作業期間 平成13年10月17日から10月30日まで
- 3 作業地域 苫小牧市、千歳市、早来町、厚真町、鶴川町、門別町

北海道告示第1971号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点及び3級基準点）
- 2 作業期間 平成13年11月19日から平成14年3月18日まで
- 3 作業地域 南茅部町

北海道告示第1972号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 作業種類 公共測量（2級基準点）
- (2) 作業期間 平成13年8月8日から9月17日まで
- (3) 作業地域 月形町
- 2(1) 作業種類 公共測量（3級基準点）
- (2) 作業期間 平成13年9月3日から10月22日まで
- (3) 作業地域 幌加内町

北海道告示第1973号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 長沼町道長沼新道線
- 2 工 事 区 間 夕張郡長沼町769番34地先から夕張郡長沼町769番93地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築

- 4 工事開始の日 平成13年11月27日

北海道告示第1974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 登余市停車場線
- 3 道路の区域

変更前 後の別

敷地の幅員 延 長

国道等との重複区間

余市郡余市町登町429番1地先から余市郡余市町黒川町675番1地先まで

前 15.00mから21.50mまで 762.00m —

後 15.00mから21.50mまで 762.00m —

後 18.00mから37.00mまで 810.00m —

北海道告示第1975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年11月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 石勝高原幾寅線
- 3 道路の区域

変更前 後の別

敷地の幅員 延 長

国道等との重複区間

勇払郡占冠村字トトム国山林213林班う小班地先から勇払郡占冠村字トトム

前 10.00mから27.65mまで 1,300.75m —

北海道告示第1976号	国有林213林班り小班地先まで	後 27.65mまで	1,300.75m	—
		後 28.10mから 56.30mまで	1,290.00m	—
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成13年11月26日				
		北海道知事 堀 達 也		

1	道路の種類	道道					
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	路 線 名 区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
勇足本別停車場線	中川郡本別町西美里別95番4地先から 中川郡本別町西美里別61番16地先まで	前	16.00mから 52.20mまで	793.50m	—	北海道帯広土木現業所	
		前	24.00mから 48.40mまで	777.45m	—		
		後	24.00mから 48.40mまで	777.45m	—		
更南更別停車場線	河西郡更別村字更別南4線13番9地先から 河西郡更別村字更別南4線79番2地先まで	前	16.50mから 17.50mまで	140.00m	—	同	
		後	16.50mから 21.00mまで	140.00m	—		

北海道告示第1977号					
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成13年11月26日					
		北海道知事 堀 達 也			
1 道路の種類	道道				
2 路 線 名	達布石狩沼田停車場線				
3 道路の区域	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長 国道等との重複区間	
雨竜郡沼田町字幌新587番地先から雨竜郡沼田町字幌		前	19.06mから 35.80mまで	580.00m	—
新414番5地先まで					
		後	19.06mから 45.90mまで	580.00m	—
		後	11.48mから 35.80mまで	588.11m	—
公 衆					
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第5項の規定により、平成13年8月から10月までに検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。 平成13年11月26日					
		北海道知事 堀 達 也			

栄養成分に関する検査										
製造事業者等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要						備考
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	
大樹町 有限会社大地牧場	大樹町 有限会社大地牧場	ポタトサイレージ	13. 8	5.9	-	-	-	4.9	2.7	粗たん白質表示成分量 (12.3%) に対し6.4%不足 粗繊維表示成分量 (0%) に対し4.9%差異 粗灰分表示成分 (3.1%) に対し0.4%不足
芽室町 ホクレンくみあい飼料株式会社帯広工場	芽室町 ホクレンくみあい飼料株式会社帯広工場	パワ－リート20	13. 8	19.0	3.1	0.90	0.58	3.2	5.2	粗たん白質表示成分量 (20.0%以上) に対し1.0%不足
中札内村 十勝農業協同組合連合会十勝化成工場	中札内村 十勝農業協同組合連合会十勝化成工場	ミートボーンミ－ル	13. 8	55.0	-	-	-	-	26.1	
北見市 小西畜肉株式会社豊田工場	北見市 小西畜肉株式会社豊田工場	ミートボーンミ－ル	13. 8	50.6	-	-	-	-	31.0	
遠軽町 吉川産業株式会社	遠軽町 吉川産業株式会社	スルヨシフレーク配合飼料	13.	16.7	2.9	0.84	0.76	4.3	6.4	
遠軽町 吉川産業株式会社	遠軽町 吉川産業株式会社	スルヨシ乳牛配合飼料18号	13. 8	19.3	3.1	0.99	0.88	4.2	8.5	
伊達市 北海道第一プロイラー株式会社	伊達市 北海道第一プロイラー株式会社	フェザーミ－ル	13. 9	77.9	-	-	-	-	5.3	粗たん白質表示成分量 (80.0%以上) に対し0.1%不足
伊達市 北海道第一プロイラー株式会社	伊達市 北海道第一プロイラー株式会社	チキンミ－ル	13. 9	63.9	-	-	-	-	16.4	
早来町 株式会社北海道畜産公社道央事業所日胆工場	早来町 株式会社北海道畜産公社道央事業所日胆工場	ミートボンミ－ル	13. 9	58.1	-	-	-	-	26.7	
注) 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に試験結果を示し、違反が認められた場合には、備考欄にその内容を示す。										
検査		取組		北海道知事 堀 達 也						
1 調査の目的				北海道知事 堀 達 也						
映像中継業者の事業概要調査を次のとおり実施する。				平成14年度において、北海道が所有する衛星通信車による衛星中継及び車両保管業務委託 (以下「運行管理業務委託」という。) の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎						
平成13年11月26日										

第1317号

報 公 道 北

2	資料とする。
	調 査 の 対 象 衛星通信車の運行管理業務委託契約の指名競争入札に参加を希望する業者（以下「指名競争入札参加希望業者」という。）であって、平成13年12月1日現在において次の要件を満たしているものとする。
	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下「政令」という。））第167条の11第1項において準用する政令第167条の4の規定に該当しないこと。
	(2) 引き続き3年以上この調査に関する事業を営んでいること。
	(3) 本社又は支店、営業所等の事業所（以下「事業所等」という。）を札幌市内に有し、北海道内における営業実績があること。
(4)	道税を滞納していないこと。
	(5) 衛星通信車を利用した映像中継の業務を行っていること。
	(6) (3)に掲げる札幌市内の事業所等に、映像中継業務を専門に携わる者を雇用していること。
	(7) (3)に掲げる札幌市内の事業所等に、次のうちいずれかの運転資格を有する者を確保できること。
	ア 緊急自動車の指定を受けた大型自動車を運転できる者（大型一種運転免許を有し、年齢21歳以上でかつ運転経験3年以上の者） イ 大型二種運転免許を有する者
3	(8) 札幌市内に衛星通信車（長さ7.5m、幅2.5m、高さ3.6m、重量約10ｔ）の保管が可能な車庫を保有しているか又は確保（取得又は賃貸）できること。
	調 査 の 方 法 指名競争入札参加希望業者は、4に定める提出書類を知事に提出するものとする。
	なお、4の(1)から(5)までの各調査書の用紙は、北海道総務部総務課通信管理室運用係で配布する。
	4 提 出 書 類
	(1) 映像中継業者事業概要調査書
(2)	事業実績書
	(3) 映像中継業務従事者調査書
	(4) 運転免許資格者調査書
	(5) 車庫保有状況調査書
	(6) 法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書（提出時から3か月以内のもの）
(7)	納税証明書
	(8) 損益計算書
	5 提出書類の提出期限

平成13年12月26日（水）までに直接持参するか郵送すること。 （郵送の場合は、平成13年12月26日までの消印のあるものに限り受け付ける。）	
6	提出書類の提出先 (1) 提出先の名称 北海道総務部総務課通信管理室運用係 (2) 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 137
	7 そ の 他 この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。
収 入 部 長	
北海道空知支庁告示第27号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月26日 北海道空知支庁長 水 元 秀 彰	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 美幌市東3条北3丁目1090 - 3、1090 - 39、1092 - 3、1090 - 43	
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 美幌市西3条南2丁目1番6号 株式会社 坂本 代表取締役 毛利 清徳	
3 開発許可年月日及び番号 平成12年6月27日 空建指第12 - 8号	
北海道網走支庁告示第25号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成13年11月26日 北海道網走支庁長 太 田 敏 夫	
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 常呂郡留辺蘂町字温根湯1番45 ほか9筆（第1工区）	
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 常呂郡留辺蘂町字上町61番地 留辺蘂町長 南川健次郎	
3 開発許可年月日及び番号 平成13年2月26日 網建指第12 - 11号	

北海道釧路支庁告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年11月26日

北海道釧路支庁長 北 勝 利

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 川上郡弟子屈町朝日1丁目2番6、2番33の一部、2番34
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 斜里郡斜里町本町16番地1 北國ハウス株式会社 代表取締役 河面 孝三
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年9月27日 釧建指第13 - 5号

北海道十勝支庁告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年11月26日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 中川郡幕別町札内新北町42番15のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年6月18日 十建指第13 - 7号

北海道十勝支庁告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日スラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成13年11月26日

北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ホイールローダ 4台
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年3月11日
 - (4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階A会議室（郵送による場合は、郵便番号 080 - 8568 北海道十勝支庁総務部会計課）
 - (2) 入 札 日 時 平成14年1月8日 午前11時（郵送による場合は、平成14年1月7日までに必着）
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 そ の 他
 - (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155 - 27 - 8508 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) 入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Wheel Loder 4 B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M. January 8, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than January 7.) C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Higasi 3, Minami 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508 道庁広域区農業調整委員会 印 北海道連合海区漁業調整委員会指示第3号 北海道太平洋沖合海域における、かじき等流し網漁業(かじき、かつお及びまぐろを獲ることを目的とするもの)の操業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。	平成13年11月26日 北海道連合海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎 1 操業の承認 かじき等流し網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに北海道連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。 2 操業区域 操業区域は、北海道太平洋沖合海域とする。ただし、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年法律第74号)第1条第2項に規定する排他的経済水域以外の水域は除く。 3 承認の対象者 承認の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 前年において、かじき等流し網漁業に係る委員会の承認を受け操業した実績を有する者 (2) 委員会が特に適当と認める者 4 使用船舶の制限 使用船舶は、総トン数10トン以上の動力漁船とする。ただし、別に定める使用船舶以外の船舶は除く。 5 承認をしない場合 次の1)から3)までに該当する場合は、承認をしない。 (1) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合 (2) その他委員会が不適当と認めた場合 6 操業期間 操業期間は、平成14年1月1日から12月31日までとする。 7 禁止区域 次の1)から3)までの点を順次に結ぶ線、(4)から7)までの点を順次に結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、北海道沖合海域においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。 (1) 青森県西津軽郡鰺作崎突端 (2) 北海道松前郡小島灯台 (3) 北海道松前郡臼神岬突端 (4) 北海道亀田郡恵山岬突端 (5) 北海道亀田郡恵山岬突端正東10海里の点 (6) 青森県八戸市鯨角突端正東35海里の点 (7) 青森県八戸市鯨角突端 8 陸揚港の制限 陸揚港は、操業海域に面する北海道の地区内に2港以内とする。
--	---

9 制限又は条件

承認に際しては、次の制限又は条件を付ける。

- (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。
- (2) 船舶に積載できる流し網の長さ（仕立て上がり状態における浮子網の長さ）の合計は30キロメートル以内で、海中に敷設する流し網の長さの合計は12キロメートル以内であり、かつ、網目の大きさは15センチメートルを超えるものでなければならぬ。
- (3) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- (4) 使用する漁具の両端部の浮標には、昼間は、船名、根拠地名を記入した方80センチメートル以上の黄色の布地の標識（以下「標識」という。）及びリーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）を掲げ、夜間は、白色の灯火（夜間において視界が良好な場合に少なくとも2海里離れたところから視認されるもの。以下同じ。）を追加しなければならぬ。

さらに、中間部には、おおむね3キロメートルごとに浮標を付け、その浮標に昼間は標識を、夜間は白色の灯火を掲げなければならない。

この場合、それぞれを掲げる高さは、標識については浮標の表面から2メートル以上、白色の灯火及びリーダー反射板については、水面上1.5メートル以上にしなければならない。

- (5) 使用する船舶には、30センチメートルの幅で船橋の周囲を帯状に黒色で塗装しなければならない。

また、別に定める様式により、承認番号を船橋の両側の見やすい場所に表示しなければならない。

- (6) かじき等流し網漁業を操業するときは、当該船舶に承認証を備え付けておかなければならない。

- (7) 操業海域に面する海区漁業調整委員会が漁業調整上必要と認める事項で、委員会が指摘した事項は、これに従わなければならない。

10 漁獲成績報告書の提出

承認を受けた者は、操業終了後30日以内に別に定めるかじき等流し網漁業漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

11 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者又は操業責任者が、この指示の内容又は承認漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）の規定に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

12 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る事務取扱については、平成14年かじき等流し

網漁業承認事務取扱要領の定めるところによる。

13 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成14年1月1日から12月31日までとする。

○ 正 誤

平成13年11月13日（第1314号）

北海道根室支庁告示第8号（都市計画法による開発行為に関する工事の完了）に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

95 左 12

誤 網建指第12-4

正 根建指第12-4

平成十三年十一月二十六日

月曜日

一五六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課